

2. 日本の近代にとっての「憲法」とは—「和魂洋才」と「西洋かぶれ」の間

憲法入門Ⅱ章

日本の近代化とは

- 富国強兵
- 物質文明と精神文明を切り離す→「軍艦」と「工場」の輸入
- 近代立憲主義や個人の尊厳にこだわることは「西洋かぶれ」
- ※ 国権論と民権論

1. 幕末の開国から帝国憲法の発布へ—「建国ノ体」と「海外各国ノ成法」

軍艦（軍事力）と工場（産業力・工業力）の輸入→富国強兵

不平等条約改正のため西欧をモデルとした法制度＝裁判制度の導入

→「和魂洋才」：物質文明と精神文明を切り離す

→「西洋かぶれ」（と批判される）：西洋の精神文明（理念、精度）を重視する

○「建国ノ体」

日本の伝統的な国家体制→天皇制国家

「法律ノ範囲内ニ於テ」行使される「臣民ノ権利」

帝国議会は天皇の権限を「協賛」する

○「海外各国ノ成法」

世界各国（欧米列強の近代的な法制度）

2. 帝国憲法の運用—立憲学派と大正デモクラシー

中江兆民『三酔人経綸問答』（1887年）

恩寵的民権 = 上（国家）からの民（人）権

恢復的民権 = 下（国民）からの民（人）権

憲法学説（天皇機関説論争）

【天皇主権説】上杉慎吉→「建国ノ体」日本の国家体制の一貫性を重視

【天皇機関説】美濃部達吉→「海外各国ノ成法」近代立憲主義の普遍的要素を重視

→1935年の天皇機関説事件で挫折

3. 1910-12年と1924-25年—2つの画期の意味

大日本帝国憲法の君権中心主義

天皇機関説論争（1912年）→護憲運動＝政党内閣→普通選挙制の成立（1925年）

大逆事件（1911年・幸徳秋水）→治安維持法の成立（1925年）

→①国体、②私有財産制の用語→社会主義運動の弾圧

『憲法主義』 12-45頁

- 憲法は最高法規→憲法に基づいて法律がつくられる（98条）
憲法→法律→権限のピラミッド
- 「国の唯一の立法機関」→法律はすべて国会で作られる（41条）
補足 国会に法案を提出できるのは内閣（閣法）または国会議員（議員立法）

国会法 第56条

議員が議案を発議するには、衆議院においては議員 20人以上、参議院においては議員 10人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員 50人以上、参議院においては議員 20人以上の賛成を要する

憲法 第72条

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する

- 法律成立要件（59条）
 1. 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
 2. 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
 3. 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議員の協議会を開くことを求めることを妨げない。
 4. 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- 一票の格差（→14条）
- 硬性憲法（⇔軟性憲法）法律に比べて改正することが難しい（96条）
→憲法が最高法規である以上は硬性憲法でなければならない（39頁）

【次回の範囲】

『憲法入門』Ⅲ章

『憲法主義』108-120頁